

# 会 則

- 第1条** (定義)  
本会則によって定められる条項はラクルス有限会社(以下会社という)が所有し、運営・管理を行うすべての事業者に適用される。
- 第2条** (目的)  
当クラブは、会員がクラブ内の諸施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を深め、豊かで快適なクラブライフを過ごすことを目的とします。
- 第3条** (会員)  
当クラブは会員制とし、当クラブの趣意に賛同した方で、かつ当クラブが入会を認めた方を会員とします。また会員は当会則、およびその他当クラブが定めた規則に従っていただきます。
- 第4条** (会員資格)  
当クラブの会員は次の各号に該当しない人となります。  
1. 当クラブを利用することが不適当と医師および当クラブが判断した方  
2. 入刺青者(タトゥ含む)、暴力団関係者、薬物常用者  
3. 16歳未満の方  
4. 当クラブの会員としてふさわしくない品位と社会信用のない方、また当クラブがふさわしくないと認めた方
- 第5条** (入会手続)  
当クラブに入会される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、定められた入会諸費用、所定の会費を納入していただきます。また入会時、および入会後に納入された入会費用は返還しないものとします。
- 第6条** (会費)  
会員はご利用の有無、利用回数に関係無く、会員種別ごとに既定の諸会費を別に定める納入期日までに、会員指定の口座より翌月分を自動引落で支払いいただきます。また自動引落とならない場合、所定の再請求手数料を支払いいただきます。一旦納入された会費は返還しないものとします。
- 第7条** (除名)  
会員が次の各号の一つに該当した場合は、当クラブはその会員に対して会員資格を取消をすることができるものとします。  
1. 当クラブの品位名誉を傷つけたとき、当クラブの秩序を乱したとき  
2. 当クラブの会則、諸規則に違反したとき  
3. 会費、その他の支払いを滞納し当クラブからの請求にも応じないとき  
4. 入会に際し虚偽の申告をしたもの、第4条「会員資格」のいずれかに抵触したものの  
5. 他の会員に対する迷惑行為、当クラブの運営に支障を与える行為をした時
- 第8条** (会員資格の喪失)  
次の場合は、会員はその資格を喪失するものとします。  
1. 死亡                      2. 退会                      3. 除名                      4. 当クラブを閉業した時
- 第9条** (休会)  
会員は、休会希望月の前月末日までにフロントにて休会届を提出することで希望月の休会できるものとします。  
なお、休会届の提出のない限り、利用の有無にかかわらず会員としての籍が残り、会費(休会割引分)を支払っていただきます。  
休会は、退会月にはできないものとします。
- 第10条** (退会)  
会員は、退会希望月の前月末日までにフロントにて退会届を提出することで希望月の月末で退会できるものとします。  
なお、退会届の提出のない限り、利用の有無にかかわらず会員としての籍が残り、会費を支払っていただきます。  
また、未払いの料金がある場合は完納しなければ退会できないものとします。
- 第11条** (会員種別の変更)  
会員が会員種別の変更する場合は変更希望月の前月末日までに会員種別の変更届を提出することにより変更となります。  
その内容等により入会金の差額が必要となる場合があります。また、会員は氏名、住所、連絡先、引き落とし口座、支払方法の変更に記載の事項に変更があった場合はすみやかに当クラブへ届けるものとします。  
会員種別の変更は、退会月にはできないものとします。
- 第12条** (ビジター)  
本クラブは会員以外の方がビジターとして施設を利用することを認めます。ただし、会員と同伴の場合と会員からの紹介があり、当クラブが承認した場合に限るものとします。また会員は同伴または紹介ビジターの当クラブ内における一切の行為について責任を負うものとします。
- 第13条** (事故の責任)  
会員またはビジターが施設を利用する際、万一事故や盗難が発生した場合は当クラブに過失がある場合を除いて一切責任を負わないものとします。
- 第14条** (施設の廃止・利用制限)  
当クラブは天災、地災、行政指導、その他当クラブにとってやむを得ない事由が発生した場合、施設の一部廃止・利用制限をすることができます。また特別行事を行なう場合施設の一部の利用を制限することができます。
- 第15条** (諸費用の改定)  
当クラブは会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。
- 第16条** (個人情報)  
会員は当クラブの運営・管理に必要な個人情報の提供に同意するものとします。
- 第17条** (改定)  
当クラブは本既定の改定及び変更ができます。尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。